

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【会社名】	株式会社富山銀行
【英訳名】	THE TOYAMA BANK LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 齊 藤 栄 吉
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	富山県高岡市守山町22番地
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取齊藤栄吉は、当行の第87期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。